

議 案 第 32 号

松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のように定める。

令和4年8月31日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

定年引上げを目的とした地方公務員法の改正に伴い、規定の整備を行うた
め。

松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年松戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（給与の種類）</p> <p>第2条 技労職員で常時勤務を要するもの及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（再任用職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第19条 第5条、第6条の2及び第15条の規定は、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p style="text-align: center;">（給与の種類）</p> <p>第2条 技労職員で常時勤務を要するもの及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（定年前提任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第19条 第5条、第6条の2及び第15条の規定は、法第22条の4第1項の規定により採用された職員及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。